



小中学生によるミニ議会の開催(15ページに関連記事)

## 9月定例会 9月1日~20日

### 主な内容

- 本会議のあらまし ..... 2
- 審議した議案とその結果 ..... 6
- 決算委員名簿 ..... 2
- 陳情・意見書 ..... 7
- 主な議案の内容 ..... 3
- 一般質問 ..... 8~13
- 質疑 ..... 3~4
- 行政視察報告 ..... 14
- 委員会審査 ..... 5
- ミニ議会 ..... 15
- 討論 ..... 6
- 議会改革特別委員視察報告 ..... 16

## 9月定例会

# 保育所条例の一部改正ほか

## 原案の通り可決

### 本会議の あらまし

9月定例会は、1日から20日まで20日間の会期で開かれました。

1日は、平成22年度の決算認定議案が上程され、一般会計及び各特別会計（委員10名）、企業会計（委員9名）の決算特別



起立採決の結果、原案の通り可決

委員会を設置し、閉会中も継続して審査することになりました。

続いて、議案第61号を審議し、採決の結果、原案を承認しました。その後、議案第62号から議案第75号までを一括議題とし、市長から提案理由の説明がありました。

5日は、議案第62号から議案第75号までについて、4名が質疑を行いました。

6～9日は、市政全般について、17名が一般質問に立ちました。

12日に教育民生、生活環境、13日に都市経済、総務の各委員会、所管事項について議案審査が行われました。

20日の最終日は、委員会に付託していた議案及び陳情の審査結果について、各委員長から報告がありました。議案はすべて原案承認であり、4名が反対、賛成の討論を行い、起立採決の

結果、賛成多数で原案を可決しました。また、「市立塩屋保育所の存続に関する陳情」はみなし不採択となりました。続いて、議員派遣及び意見書4件を可決し、政府関係機関と国会へ送付することになりました。

以上で、今期定例会は閉会しました。

### 議会の情報は ホームページで

議会だよりに掲載されたこと以外の内容を詳しく知りたい方は、インターネットを通じて、市ホームページの中の「丸亀市議会」をご覧ください。本会議の会議録や会議日程などが見られます。



### 議会中継

本会議は中継ケーブルビジョン（CVC）で生放送しています。また、同日午後6時から再放送しますので、ぜひご覧ください。

### 決算特別委員会 設置 閉会中の継続審査に

委員会では、22年度の決算について、延べ5日間にわたり審査し、審査結果は、12月定例会で各委員長から報告します。

また、各委員会の委員には、次の議員を選びました。

（◎委員長 ○副委員長）

#### 一般会計及び各特別会計 決算特別委員会

◎高木 新仁 ○横川 重行  
松永 恭二 多田 光廣  
内田 俊英 藤田 伸二  
加藤 正員 吉本 一幸  
大前 誠治 高木 康光

#### 企業会計

#### 決算特別委員会

◎松浦 正武 ○浜西 和夫  
小橋 清信 三宅 真弓  
中谷真裕美 小野 健一  
長友 安広 岡田 健悟  
倉本 清一

## 主な議案の内容

今定例会に提出された議案のうち、主なものを取り上げています。

議案とは↓議会の議決を経るために、市長または議員が議長に提出する案件のこと

### ▼認定第1号から第3号まで

平成22年度一般会計他決算認定  
平成22年度一般会計、特別会計及び企業会計の決算について、監査委員の審査を経たので、議会の認定を得るもの

### ▼議案第61号 専決処分の承認 (市税条例等の一部改正)

寄附金税額控除の適用限度額の変更などを専決処分により改正したので、議会の承認を求めらるもの

### ▼議案第62号から第66号まで

平成23年度一般会計他補正予算  
一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算について、議会の議決を得るもの

### ▼議案第67号 保育所条例の一部改正

塩屋保育所の改築移転に伴い、位置を変更するとともに、23年

度末に塩屋保育所と塩屋北保育所を統合し、24年度から社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会に移管し民営化するため、両保育所を廃止する改正を行うもの

### ▼議案第69号 史跡等管理条例の一部改正

現在、本島町笠島伝統的建造物群保存地区内の「ふれあいの館」は、個人所有の家屋を借上げ、建物内部を見学できる施設としていたが、9月30日で賃貸借契約が満了するため、同地区内の市所有家屋を、新たに「ふれあいの館」として供用するため、改正を行うもの

### ▼議案第70号 市立幼稚園預かり保育条例の一部改正

飯山南及び飯山北幼稚園で、4・5歳児を対象に実施している預かり保育について、市立幼稚園間における保育制度の統一を図るため、24年度から対象児童を5歳児のみとする改正を行うもの

### ▼議案第72号 金倉保育所増築他工事請負契約の締結

8月8日の入札で、(株)ヒカリに落札決定し、8月15日に契約金額2億3415万円で仮契約を締結したので、議会の議決を

得るもの

### ▼議案第73号 猪熊弦一郎現代美術館・図書館空調設備等改修工事請負契約の締結

8月8日の入札で、川崎設備工業(株)四国営業所に落札決定し、8月15日に契約金額1億9792万5千円で仮契約を締結したので、議会の議決を得るもの

### ▼議案第74号 物品の購入(はしご付消防自動車)

7月15日の入札で、(株)岩商會高松支店に落札決定し、7月19日に契約金額1億7913万円で仮契約を締結したので、議会の議決を得るもの



市長による議案の説明

議案は、本会議での質疑を経て、各委員会へ付託され審査された後、本会議での討論を経て議決されます。

## 質疑

### 質問者・項目

太字の項目は要約文を掲載

#### 倉本 清一

- ①一般会計補正予算(国庫補助金減額・ご当地ナンバーデザイン作成委託・児童福祉費)
- ②幼稚園預かり保育条例改正

#### 松浦 正武

- ①保育所条例の一部改正

#### 尾崎淳一郎

- ①一般会計補正予算(塵芥処理費)
- ②公共下水道特会補正予算
- ③水道事業会計補正予算

#### 中谷真裕美

- ①保育所条例の改正
- ②幼稚園預かり保育条例の改正

## 預かり保育の廃止 今後の考え方は

◎ 倉本議員 飯山南幼稚園と飯山北幼稚園で実施している預かり保育を廃止する方向だが、その内容及び今後の考え方を聞きたい。また、廃止に当たり、保護者からの声にどのように対応し、理解を得てきたのか。

**▲ 教育部長** 幼稚園は保育に欠けない児童を受け入れ、保育所は保育に欠ける乳幼児を受け入れるというスタンスに立ち、本市では市内すべての公立幼稚園の制度を統一し、望ましい就学前教育、保育を目指している。すでに綾歌地区の幼稚園の預かり保育は廃止しており、今回の条例改正で、残る飯山地区の幼稚園について、24年度に4歳児の預かり保育を廃止する。その後、25年度に5歳児の預かり保育を廃止することで、制度の統一を図る。飯山地区の保育所と幼稚園の保護者には、保護者が家庭の状況にあわせ保育所または幼稚園を選択できるようになることを説明し、理解を得たものと思っているが、今後も市広報やホームページなどで、周知に努めたい。

## 保育所民営化 保護者の理解は

**◎ 松浦議員** 塩屋保育所と塩屋北保育所を廃止する条例が今議会に提案されている。そのことに対し議会にも「民営化に異議あり」との陳情が提出されて

いるが、廃止について保護者の理解は得られているのか。民営化方針では、移行までの準備期間を1年以上確保することになっている。今、廃止条例を提案して来年4月開園では、その期間を確保したことになるのか。

**▲ 健康福祉部長** 市は、市と保護者会、社協の三者で構成する協議会を設置し、4月開園に向け協議を始めている。両保育所の保護者会からも委員が選出されており、今後具体的な協議を進めることで理解は得られているものと考えている。陳情が出てきたことは残念だが、さらに理解が得られるよう努力していく。また、社協による民営化は公募による民営化に比べ、協議内容も少ないなどの理由から、残る期間で十分準備できると考えている。今やるべきことは、4月開園に向け万全の準備と移行体制を整えることである。

## 浄水場の民間委託 どう変わるのか

**◎ 尾崎議員** 清水浄水場ほか3浄水場の運転管理業務は、現在派遣職員が行っているが、24

年度から民間委託となる。これにより何が変わるのか。また、市民の命である水の分野から市の直接関与が減ること、災害など緊急時の対応や職員の技術継承に支障はないのか。

**▲ 上下水道部長** 派遣職員に対する業務の指揮命令権は市にあるが、民間委託した場合は、直接社員に対する指揮命令権はなく、仕様書などに基づき受託者の判断で運転管理を行うことになる。異常がある場合でも受託者独自の判断で行動し、迅速な対応をとることで影響を最小限にとどめることが可能になる。また、災害や事故による断水などに備え、今年度は受託業者を含めた災害対処訓練を計画している。初動、応急態勢を確立するとともに、職員に対しては、現在も行っている運転管理業務などを引き継ぎ習得させることで、技術継承問題を克服し、万一職員で業務を行う場合でも支障のない体制をつくりたい。

## 預かり保育の廃止 周知の徹底を

**◎ 中谷議員** 飯山地区で17年

来続いた幼保一元化は、地域に浸透しており、条例改正による飯山南・北幼稚園の4歳児預かり保育の廃止などの制度変更は混乱をきたさないよう周知が必要である。特に来年度の入所・入園の申し込みの際、正確な内容が伝わっていることが重要だが、周知徹底の方法をどのように考えているのか。また、かねてから教育委員会は「預かり保育廃止時には、綾歌・飯山3幼稚園の通園区の見直しを行う」との見解を示しているが、通園区見直しには保護者や地域との慎重な協議が必要と考える。25年度に焦点を当てて通園区見直しを検討しているのか。

**▲ 教育部長** 預かり保育の廃止については、保育所担当課とも連携し、コミュニケーションなどへチラシを掲示したり、市ホームページや広報に掲載し、できるだけ正確な情報提供に努めたい。また、預かり保育制度が廃止される25年度には、綾歌・飯山3幼稚園の通園区を1つにする方向で考えている。今後は、通園区見直しの趣旨が保護者や関係者の理解を得られるよう最大限努力したい。